

令和6年2月14日

泉南市長 山本 優真 様

泉南市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 津 戸 正 広

事件名：泉南市情報公開決定（令和5年泉南総情第21-2号）の件

諮問日：令和5年9月5日（令和5年諮問第3号）

答 申 書

第1 審査会の結論

処分庁が行った一部公開決定は妥当である。

第2 審査請求の経過

- 1 審査請求人は、泉南市情報公開条例（平成11年泉南市条例第17号。以下「条例」という。）第5条第1項に基づき、令和5年3月27日付けで「〇〇〇〇〇教育長の別紙報道内容で「市長に顧問弁護士からの話を伝えた」（以下「本件報道内容」という。）の、その顧問弁護士との①業務委託契約書等一式文書。②事前連絡票、③相談記録、④当該弁護士とのメール文書、⑤リーガルサポート業務報告書⑥それらの起案書全部（期間：令和3年度、4年度、5年度分）」（以下「本件対象文書」という。）の情報公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 処分庁は、本件公開請求について、件名に係る文書のうち、①業務委託契約書等一式文書及び⑥それらの起案書全部（期間：令和3年度、4年度、5年度分）について、「泉南市作成の法律顧問の依頼文書（案）」、「法律顧問の選任についての起案書」及び「依頼先弁護士からの法律顧問の受託文書」が該当する文書と判断し、そのうち「依頼先弁護士からの法律顧問の受託文書」については、泉南市情報公開条例第10条第2号に該当するとして弁護士の印影を一部非公開処理、その他の文書については全部公開とし、泉南市情報公開条例第7条第3項の規定により、審査請求人に対し、令和5年5月24日付けで泉南市情報公開決定通知書を送付した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年6月12日付けで行政不服審査法第2条の規定により、審査庁に対して審査請求を行った。
- 4 審査庁は、令和5年7月14日付けで処分庁より弁明書を受領した。

5 令和5年9月19日付けで審査請求人より泉南市情報公開・個人情報保護審査会宛に口頭意見陳述申出を行った。

第3 審査請求の趣旨

1. 公開文書は件名が①業務委託契約書等一式ではない。
2. 公開した⑥の文書は①の起案書ではない。
3. 弁護士との業務委託契約書を公開していない。
4. 公開決定の取消しを求める。

第4 処分庁の説明の趣旨

弁明書及び審査庁の説明によると、処分庁の主張は概ね次のとおりである。

- (1) 本件公開請求は別紙報道内容に関する文書に限定して解釈した本件処分は適切である。
- (2) 上記解釈のもとに、本市において顧問弁護士との業務委託契約書は存在しないが、法律顧問の依頼と受託について、本市と弁護士双方の意思を示した書類で契約行為を示す文書として「業務委託契約等一式文書」に該当すると判断し公開したものであり、これを取り消す理由はない。
- (3) ⑥それらの起案書全部について、「法律顧問の選任についての起案書」が該当すると判断し公開したものであり、これを取り消す理由はない。
- (4) 弁護士の印影を一部非公開としたことについて、本市顧問弁護士は地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の地方公務員ではない。また、当該印影は、訴状等に押印されるもので、当該印影を公に公開すると当該弁護士の正当な利益を害する恐れがあるため、泉南市情報公開条例第10条第2号に該当すると判断した。

第5 審査会の判断の理由

当審査会で議論すべきは公開請求された文書について、公開すべきか公開しないか、また公開する場合はどこまで公開すべきかである。よって、それぞれの趣旨を基に審議し、次のとおり判断する。

まず、顧問弁護士との業務委託契約書等一式文書について、審査庁より顧問弁護士との受委託の流れについて確認を行ったうえで、本件対象文書は本件報道内容に関するものに限定されるとの解釈を正当であり、公開すべき文書に不足はないと判断した。次に、弁護士の印影を一部非公開としたことについて、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の地方公務員には該当しないため、泉南市情報公開条例第10条第2号により印影を一部非公開としたことは妥当であると判断できる。

なお、審査請求人から口頭意見陳述の申出があったが、上記判断に影響を与える可能性がなく、その必要がないものと認めて口頭意見陳述の機会を与えなかった。

第6 結論

以上により、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。